

会議報告書

会議名	平成26年度 第2回三郷市介護保険運営協議会
日 時	平成26年8月26日(火) 午後1時から午後2時30分
場 所	健康福社会館 2階 視聴覚室
出席者 (13名)	【会 長】 長友 祐三 【委 員】 神波 誠、尾上朝子、森 幸枝、青木 成夫、 (6名) 宍戸 六郎、藤竿 千恵美 【事務局】 森 好弘(福祉部長)、大石 京子(参事兼長寿いきがい課長) (6名) 三浦 直美(長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長) 長濱 崇二(長寿いきがい課長補佐兼介護給付係長) 吉田 正英(介護認定係長)高瀬京子(介護給付係主査)
傍聴人	3人
次 第	別紙次第のとおり
資 料	別紙資料一覧のとおり

●議事結果／確認事項

<議 題>

- | | |
|----------------------------------|------------|
| ① 平成25年度介護保険特別会計決算について | ⇒ 原案のとおり了承 |
| ② 平成26年度介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)について | ⇒ 原案のとおり了承 |

●報告事項・その他(連絡・確認事項)

- ・条例(案)に関するパブリック・コメントの実施についての報告
- ・地域密着型サービス事業所の指定について
- ・本日の報酬の振込日について
- ・次回の懇話会開催予定について

【会議要旨】

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 部長あいさつ

4. 議事

①平成25年度介護保険特別会計決算について

(事務局) 平成25年度三郷市介護保険特別会計決算概要について説明

(会長) それでは、事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。参考資料等お付けいただいた中で、第5期の被保険者介護保険料等出納を含め、ご報告いただいた決算の内容は、おおむね想定内ということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局) 第5期の介護保険事業計画で、平成25年度の主に給付費ですが、概ね計画値となっておりますが、若干見込みよりも少なくなっております。高齢化が多少影響しているのかなと思います。

(委員) 介護予防事業が中心になって入ってくるから利用件数をもっと増えていかないと、予防というレーンが生きていかないです。全体的に一割増で、人口比率も想定内ですが、前年度よりもっと増える予定でした。延びが悪いですね。延びないことはいいことですが、予定では、もう少し増えると想定してましたよね。

(事務局) 認定者数でしょうか。

(委員) いや、平成25年度の歳入、歳出が全体的に8%~10%増くらいに収まっているでしょう。

(委員) 認定者数は増えているのでしょうか。

(事務局) 増えています。

(委員) 昨年の審査会の支払手数料が、マイナスになっているのはなぜですかと、以前に質問したところ、出席されていない方の分です。とのことでした。現状で認定の審査結果が出るのが、かなり遅くなっています。支払手数料の予算の計画値より下回るのであれば、審査会の開催日をもう少し増やせないかなあ、と希望的な考えを持っています。

(委員) 実際25人から30人で審査人数は、安定していますよね。審議会の回数を増やすことで、審査人数が25人に満たない時も想定できますので、現状維持でいいと思います。

(委員) 現場から言うと、認定の結果がでるまで、ものすごく遅くなっています。

(委員) それは事務手続きの問題で、審査会の開催している日数は昨年と同数です。

(委員) そうなんですか。

(委員) 3年前に1合議体、増えたのですよね。

(事務局) 1合議体で審査できる件数は限られています。1合議体を増やした時は、件数が落ち 着いてきましたが、申請件数がまた、増えてきています。第 6 期の計画とは別に審査会の開催日数を増やすかどうかは、今後の検討課題になると考えております。

(会長) 認定の期間は長くなってきているのですね。

(委員) 認定の期間は2年とか長くなっていますが、審査結果がでるまでが、時間がかかっています。申請が月初めにあがってきて、翌月の20日くらいになっている。更新や月替わりに担当者会議を開くので、こちらも時間を要します。特に軽度のかたで、要支援か要介護かで月を超えるとサービスに影響してきます。

(委員) それはしょうがないでしょう。書類は月初めに出すしかないんだから。

(委員) 現場で利用者のかたと接していて、使っているデイサービスの回数が減って影響したことがありました。

(委員) 月初めに申請して、翌月の20日くらいまでに審査結果が出たとしても、すぐケアプランを立ててあげないと間に合わない、それで4か月後の振込なので、矛盾していると感じます。審査会の回数よりも、調査員数や医師意見書の提出遅れの要因が大きく影響しているので、審査会の回数を増やすことで認定の結果が早くなるとは思えないです。

(委員) 結局は、書類を早く出したほうが良いということですよ。

(事務局) 審査会の認定結果が遅れるのには、いろいろな要因があります。基本的には申請から認定まで、30日以内となっておりますが、個々の事情があります。たとえば、容態が安定していなくて調査にはいけない、主治医意見書の提出が遅れるなどです。審査会を増やしたことで、平均して40日くらいには結果は出ていると思われます。30日以内に認定を出すことは、きびしいですが、なるべく近づくような形で検討したいと考えております。

(会長) 今の話は審査会に申請が出てから、認定の結果が出るまでの実務的な話ですが、できる限り、スピーディな対応ができるような方向で運協の中でも、今後の検討課題ということで、お願いしたいと考えます。それでは本題に戻りまして、特別会計の決算について、皆さん他にご意見や質問はご

ございますか。意見がないということの確認をしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) この議案については、原案の通り了承ということになります。それでは、②平成26年度介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)について、事務局から説明をお願いします。

②平成26年度介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(事務局) 平成26年度介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)について説明。

(会長) それでは、事務局からの説明がありましたとおり、歳入、歳出それぞれ1億3,890万4千円の補正という提案がございました。これにつきまして審議にはいらさせていただきます。何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

(委員) 歳出の繰出金の5,633万円というのは市にお金を返しているということですね。

(事務局) 介護保険特別会計から、三郷市の一般会計に戻しているということです。

(委員) 本来なら介護認定の認定費や調査費は三郷市の一般会計予算から出したほうが良いと考えます。

(事務局) 認定費や調査費に係る総務費ですが、三郷市の一般会計から繰り入れて、支払は介護保険特別会計からの支出となります。もともと、財源の根拠は三郷市の一般会計です。余った分は一般会計に戻しましたという内容がこの資料には書かれています。

(委員) 歳入から歳出を差し引いた、約1億2,900万円の半分の5,600万円を市の一般会計に戻しているということで理解していいのでしょうか。

(事務局) はい、そのとおりでございます。

(会長) 他に何かご意見や質問はございますか。

(委員) 予防事業を多くおこなっているから、国や県などの補助金がたくさん交付されたのでしょうか。

(事務局) 国や県などの補助金は概算で交付されます。年度の事業費が確定するのは翌年の3月ですが、補助金はその前に交付されます。年度の途中の実績をベースに、残りの分を見込んだ概算額となります。国の補助金の交付の考えかたの方向性もあり、追加交付の年もあれば、返還の年もあります。

(委員) 一概に多くもらっているというわけでもないのですね。

(事務局) はい、そうでございます。翌年には精算をして、返還または追加となります。

(会長) 今回は補正で増額ということなので、その分追加で交付された、という理解でよろしいのでしょうか。

(事務局) はい、そのとおりでございます。

(会長) 今回は1号補正ですが、全部で何号までありますか。

(事務局) 補正が必要な順番で、第1号からとなります。その都度、補正が必要な場合には、12月議会では第2号、3月議会では第3号となります。

(会長) 数字的には、例年、9月補正はこのような内容でしょうか。

(事務局) 9月補正の内容の概要としましては、主に前年度からの繰越した金額を平成26年度に繰り入れることになります。平成25年度の歳入歳出の差引額の1億2900万円が主な金額の内訳になります。プラス県費等の精算額で、繰越した金額とは同額くらいの補正金額になる予定となっております。

(会長) 平成26年度補正予算についてはよろしいでしょうか。それでは、了承ということでご理解いただきました。続きまして、事務局より、③パブリック・コメントの実施及び地域密着型サービス事業者の指定についての報告をお願いします。

③報告事項について

(事務局) 条例(案)に関するパブリック・コメントの実施について及び地域密着型サービス事業所の指定について、資料に基づき説明。

(会長) それでは、質問等、ございますか。

(委員) 権限が国から市町村の独自になったから、条例を制定するのであって、今までの基準が変わるのではないですよ。三郷だけ特別な基準でやる、ということではないですよ。

(事務局) 条例については、三郷市の独自性を出す部分と、国に従わなくてはいけない部分があります。人員等は、従う部分なので、そのままでございます。

(委員) それなら、結構です。

(会長) パブリック・コメントは8月25日から実施しているのですね。

(事務局) 25日から実施しております。

(会長) 条例案の中で、三郷市として独創的な事項があるのでしょうか。

(事務局) 報告資料の(1)制定する条例は二つあります。両方とも地域包括支援センターに関わることでございます。①として地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例には、人員基準等、国の基準に従うべき内容もありますが、地域包括支援センターの運営の考え方等、三郷市の独自性を出しております。②は、要支援のかたの予防給付に関わる側面のことになります。地域包括支援センターには、役割がいくつかあります。要支援のかたの予防給付については②を、それ以外の総合相談や権利擁護、そして包括的支援事業は①と二つに事業を分けて考えております。

(会長) パブリック・コメントでの意見も参考にし、11月の運営協議会の審議を経て、12月の議案上程に向けて、最終的な条例案となるのですね。

(事務局) はい、そのとおりでございます。

(会長) 続いて2の地域密着型サービス事業所の指定について何かご質問はありますか。

(委員) ありません。

(会長) パブリック・コメントの概要の部分を説明いただき、資料はお持ち帰りいただき、次回の運営協議会で意見をいただきたいと存じます。

(事務局) パブリック・コメントの概要の部分を説明。

(会長) それでは、議題につきましては、全てこれにて終了とさせていただきます。

5. 事務連絡

6. 閉会